

欧州諸国における 研究開発インセンティブ

For JETRO 2024年2月7日



講師紹介



Shuhei Atsuchi

Japan Business Network (JBN) –
Senior Manager

Phone: +49 211 981 4710

Mobile: +49 151 4328 2213

Email: shuhei.a.atsuchi@pwc.com

[LinkedIn](#) feel free to connect!

2017年にPwC税理士法人に入社。入社以来、国内外の資本再編やM&Aに関する税務、連結納税に関する税務コンサルティングを含む幅広いコンサルティングを通じて、多国籍企業のグローバルな展開を支援。

2021年4月より、PwCドイツ・デュッセルドルフ事務所のJapan Business Network (JBN) の一員として、在独日系法人に関わる日常業務のサポートのほか、日本/ドイツに関するM&Aやストラクチャリングに関する業務、プロジェクトマネジメントを含む会社設立に係る包括的な支援、人事労務アドバイス、炭素国境調整措置 (CBAM) 支援など、幅広い業務に従事している。

PwC税理士法人入社前は、専門学校にて税理士試験の専任講師に従事（財務諸表論及び法人税法担当）。その経験を生かして、PwC内外において、セミナー講師を務める。

日本国税理士

JBNウェブサイト: Japanese Business Network (JBN) in Germany



ドイツ税務&法務アップデート: Japanese Business Network (JBN) Newsflash



Agenda

- 1 UK
- 2 Germany
- 3 Belgium
- 4 Netherland
- 5 Italy
- 6 Switzerland



UK

英国の試験研究に関する優遇制度概要

- 英国のпатентボックス制度は、英国において知的財産が発展し、活用される競争環境を創出することを目的として、英国企業に対する優遇税制として導入。
- 本制度の適用対象となった企業は、特許の商業利用による所得に対し、法人税の実効税率 10%の優遇を受ける。
- 研究開発関連の税控除は、英国経済に利するため、英国企業の研究およびイノベーションへの投資を増加させるインセンティブとなることを目指したものである
- RDEC の下、大企業（および一定の中小企業）は、2023 年 4 月 1 日より、20%の課税控除を請求できるようになった。控除は、通常、営業利益の「税引前利益」に対して計上される（助成金と同様）。控除は企業の課税状況に関わりなく現金で還付される。
- 研究開発費を計上している中小企業（SME）は、課税利益に対して追加の控除を受けることができ、2023 年 4 月 1 日より、研究開発費の割増は 86%となった。追加の研究開発費控除後、調整済み損失がある企業は、欠損金または計上した研究開発費の 230%（2023 年 4 月から 186%）のいずれか少ない金額に最大10%を乗じた金額の現金還付により、欠損金を補填することができる。

イノベーション/パテントボックス



イノベーション/パテントボックスの概要

権利

- 英国を税務上の居住地国とし、適格な知的財産権を持ち、資格基準（詳細は後述）を満たす会社は、パテントボックス制度の適用を選択し、特許によって得た利益に対する軽減税率の恩恵を受けることができる。大部分の企業に対する英国の基準法人税率は、2023年4月1日より25%となったが、パテントボックス適用対象の利益に対する課税率は10%と低く抑えられている。
- パテントボックスの恩恵を受けるためには、英国企業は、英国特許庁（知的財産庁）もしくは欧州特許庁により付与された特許、その他所定の欧州の国により付与された特許、またはこれらの特許の独占的ライセンスを持っている必要がある。また、補充的保護証明書および育成者権の所有など、一部のあまり一般的ではない知的財産権も適格とされる。企業がパテントボックスを選択した場合の便益を計算するには、全体的な恩恵に影響を与える可能性のある「ネクサスフラクション」を計算する必要がある。これは、知的財産権を持つ企業による研究開発の割合を、研究開発費に特許取得費用と研究開発をサポートするその他のグループ企業の費用を加えた額の割合として計算するものである。

所有権に関する条件

- 英国企業は適格な知的財産権の法的所有権または適格な知的財産権の独占的ライセンスを持っている必要がある。

開発および管理に関する条件

- 英国企業が持つ既存の知的財産は、特許権を有するイノベーション、または特許が組み込まれているプロセス/製品を創出した、またはその創出に著しく貢献した場合、パテントボックスの適用対象とされる場合がある。また企業は、適格な知的財産の「積極的な管理」、つまり、適格な知的財産の発展または活用に関する計画を策定し、意思決定を引き受ける必要がある。
- 取得された適格な知的財産権は、企業が「適格な開発」を行う限りにおいて、英国のパテントボックスのルール（知的財産に関する法的権利を獲得するか、独占的ライセンスに対する支払いをする）に対して適格となる可能性がある。しかし、前述のネクサスフラクションを計算すると、適格な知的財産の取得に係る支払いにより、企業にとってパテントボックスによる総合的な便益が減少する場合がある

イノベーション/パテントボックスの概要

適格な所得（対象となる所得）

- 適格な知的財産に帰属する企業の利益を計算する際には、所得の主な5項目について考慮する。これは次のとおりである。
 - 項目1-1つ以上の適格な知的財産権が組み込まれた製品の売上から得た所得。
 - 項目2-ライセンス料またはロイヤリティからなる所得。
 - 項目3-適格な知的財産権またはこのような権利に関する独占的ライセンスの売却で得た収益。
 - 項目4-企業がパテントボックスに適格である場合の適格な知的財産権の侵害による損失。
 - 項目5-その他の状況における損害または侵害に対する支払いを含むその他の賠償。
- この5項目に加えて、「概念上のロイヤリティ」という概念があり、通常、上記の項目が適用されない製法特許またはサービスによる所得に適用される。

優遇の定量化

- 企業は、特定の所得の流れについて損益を計算することで、パテントボックスの計算を「スムーズにする」ことを求められている。これは通常、特定の製品群または特許に求められる。取引の総所得は、上記で定められた会計期間における5つの各項目に分けられた企業所得の貸方の合計から、適用される流れに関連する借方を差し引いた額である。
- 各流れについて関連する利益を計算した後、パテントボックスによる便益を計算するには、多くの手順が必須となっている。この手順には「ルーティン利益」を差し引くことが含まれる。これは、人件費および施設管理費など一定の種類の支出の10%に相当し、知的財産に関連するものではなく、日常活動に適用される標準的な利益幅である。事業のマーケティング資産に帰属する利益を構成する要素を除外するためには、さらに調整が必要になる。最後に残った利益に、前述のネクスフラクションを乗じる。フラクションが1を下回る場合は、特許による利益が減額される場合がある。これにより、さらなる税控除が計算され、企業の課税利益が減少する。

イノベーション/パテントボックスの概要

優遇の定量化（続き）

- 大部分の企業に対する英国の基準法人税率は、2023年4月1日より25%となったが、パテントボックス適用対象の利益に対する課税率は10%と低く抑えられている。パテントボックス制度に係る損失が発生する期間については、同期間にパテントボックス制度を選択した他のグループ企業のパテントボックス制度に係る利益と相殺するか、または繰り越して、将来のパテントボックス制度に係る利益と相殺し、当該パテントボックス制度対象期間の便益を減少させる。

申請手続き

- 恩恵を受ける資格を得るには、企業はパテントボックス制度の適用を選択する必要がある。これは通常、企業の年間法人税額を計算する中で行われる。企業は、控除が請求される当該会計期末から2年以内にパテントボックス制度を選択する必要がある。企業は、パテントボックス制度の適用を選択した各年度について、適格な知的財産権に関連する損益を計算し、これを法人税額の計算に含めることを義務付けられる。
- 企業は、パテントボックス制度の適用を選択するのと同じ方法で、適用除外を選択できる。ただし、適用除外を選択後、少なくとも6会計期間は適用を選択することができない

その他の点

- パテントボックスは、第2の柱の目的のために、グループの実効税率を下げる可能性が高いことがわかる。

試験研究費控除制度の改正動向



タイムライン

2023年4月1日以降に発生した支出:	2023年4月1日以降に開始する会計期間:	2023年8月8日以降に提出する申請書:	2023年11月22日以降:	2024年4月1日以降に開始する会計期間:	今後の展開:
<p>中小企業スキームの税率変更⇒追加損金算入率は130%から86%へ</p> <p>研究開発支出控除(R&D expenditure credit "RDEC")の税率変更⇒13%から20%へ</p>	<p>純粋な数学、データ、クラウドの費用は、適格性次第で請求できます。純粋数学の進歩を求めることは研究開発につながります。</p> <p>事前通知の必要性</p> <p>DSITガイドラインの導入</p> <p>SMEの代わりにRDECへの請求を許可。</p> <p>中小企業移行規則の変更。</p> <p>取引譲渡に関する継続企業の規則の改正。</p> <p>判例法に沿った支払いルール。</p>	<p>追加情報フォーム (additional information form: AIF) への記入と提出が必要。</p>	<p>研究開発税額控除の第三者への割当（譲渡）の廃止</p>	<p>SME/RDECスキームの終了。 新たな下請け・海外制限規定を含む統合スキーム (Merged scheme)開始。</p> <p>中小企業集約型の基準を30%に引き下げ。</p> <p>ノミネーション（指名者への支払い）は一部の例外を除き、適用されない。</p>	<p>2023/24年財政法案に王室の承認。 統合スキーム、特に下請けと海外に関するガイダンス。 研究開発集中スキームに関するガイダンス 推薦に関するガイダンス</p>

改正理由と統合スキーム(Merged scheme)

- 2023年秋の財務大臣談話において、首相は英国における研究開発減税制度の簡素化と改善を目的とした更なる変更を発表
⇒政府は、2027年までに研究開発投資を英国GDPの2.4%に引き上げるという目標を掲げている。研究開発減税は、英国企業のイノベーションにかかるコストを削減することでこの目標に貢献しており、政府は「追加性」、すなわち減税を申請する企業が追加的に行う研究開発費を増加させるために、この制度をより効果的なものにしたい。また、研究開発減税制度の誤りや濫用の疑いに対処するため、申請手続きに変更を導入
- 現行の中小企業研究開発税制とRDEC研究開発税制を統合し、現行のRDEC研究開発税制をほぼ踏襲した1つの税額控除制度とすることであり、控除率は20%
- 統合スキームは、主に現行のRDECの規則をベースとしつつ、中小企業制度からいくつかの有益な要素を取り入れることで、統合後の新スキームを現行のRDEC制度よりも手厚くすることを目的
- Above the Line ルールは基本的に据え置き
⇒RDECによる税額控除は、対象となる研究開発費の一定割合（現在20%）に相当する税額控除を通じて行われ、この税額控除は申請企業の税引前利益に計上

改正理由と統合スキーム(Merged scheme)

- RDECからの主な変更点：
 - 元請/下請ルールの変更（後述）。
 - 外部より提供された労働者（EPW）に対する海外での支出の制限
 - PAYEの上限 - より寛大な中小企業の上限と同様。
 - 20,000ポンド+PAYE（源泉所得税）&NIC（社会保険料）合計の3倍（例外あり）
 - 赤字研究開発企業への給付率を16.2%へ変更。
- 2024年4月1日以降に開始する会計期間から適用。

下請契約

- 統合スキームにおける最も大きな変更点は、研究開発委託の請求先で、一部の企業にとっては請求と契約の複雑さが増す可能性があることです。
 - 下請け規定がどのように適用されるかを示す文言は幅広く、解釈の余地があります。
 - 各クライアントは、ご自身の状況を慎重に検討し、契約を評価する必要があります。
- 現行制度では、RDECの適用を申請する企業は、研究開発の外注費として、限られた「適格団体」（大学やその他の非営利団体など）等に外注した場合のみ請求可能
- 今後は、研究開発プロジェクトに関連する業務を第三者に請け負わせる場合、研究開発プロジェクトに係る適格な研究開発費を請求することが可能。
- 研究開発が契約に基づいて実施されていることを契約主体が知らない場合、下請業者が請求権を有すると予想されます。
- 研究開発費が、英国の課税対象外の企業（例えば、海外の親会社、英国外の顧客、政府機関）からその英国企業に下請けされた場合、その下請け企業にも請求資格があると思われる。

研究開発集約型

- 2023年4月1日以降に発生した支出に対しては、損失を被る研究開発に重点を置く中小企業に対して14.5%の高いクレジット率を許容し、これは£100ごとに£27の現金利益に相当します（ $186\% \times 14.5\%$ ）。
- 2024年4月1日以降に開始する会計期間から、中小企業が研究開発集約型制度を利用するための資格基準が変更され、研究開発費の総費用に占める割合が40%（2023年4月1日以降）から30%（2024年4月1日以降に開始する会計期間）に引き下げられます。
- 総費用は、英国の法人税が課される事業体だけでなく、全世界のグループ全体を参照して計算されるようです。この点を明確にするようHMRC Policyに求めています。
- 海外費用と外注費に関する統合スキームの規則は、2024年4月1日以降に開始する会計期間から適用されます。
- 助成金を受けたプロジェクトは、2024年4月1日から対象となります。



Germany

ドイツの試験研究に関する優遇制度概要

- ドイツは世界有数の研究開発国である。ドイツは革新的な企業に対し、研究開発のための資金援助を提供している。包括的で効率的な資金調達環境は、連邦および州レベルの多数の資金調達手段やプログラムで構成されている。
- 研究開発のための直接プロジェクト資金は、金額的に最も重要な研究開発資金の形態の1つであり、連邦政府と州の両方から国家レベルで提供される。連邦レベルや州レベルでの直接プロジェクト資金は、一般的に大企業や中小企業が利用できる。資金提供プログラムによっては、個々の企業に対して単独プロジェクトとしてプロジェクト資金が提供される場合もあるが、他の企業、大学、研究機関といったパートナーと共同でプロジェクトを実施するよう求められる場合もある（共同または協力プロジェクト）。
- Forschungszulagengesetz (FZulG) 1が2020年に研究開発税額控除 (Forschungszulage) を導入したことで、ドイツの資金調達環境に新たな資金調達手段が加わった。
- ただし、イノベーション／パテントボックスといった税制優遇措置はない。

企業はドイツで幅広い資金調達の間機を得ることができます。

(*)各適格経費に加え、該当する場合は、中小企業向け追加料金およびその他のプロジェクト関連機能。

25% から 50+%まで*

研究開発
(全国)



30% から
60%まで

省エネ・環境技術
(全国)



25%まで*

近代化・成長投資
(東ドイツ+西ドイツの一部地)



その他：例
COVID19補助
(全国)






















100%まで

資金調達の種類

- 連邦税補助金(手当) (2020年から)
- 連邦、州、EUの補助金
- EIB、KfW、地域開発銀行からの宣伝ローン（一部返済補助付き）
- 連邦および州の融資保証
- 連邦政府および州政府の公的持ち株

研究手当は、プロジェクトの直接資金を削減することなく、既存の研究開発資金を補完するものです。



2020年以降の研究開発プロジェクトに対する2つの並行支援制度	プロジェクトへの直接出資					研究手当	
	EU 共同プロジェクト EU におけるプロジェクト	国内 シングル企業 プロジェクト/共同 ドイツでのプロジェクト	連邦州 各連邦州における個別企業 プロジェクト/共同プロジェクト	国と連邦	ドイツにおける単一企業プロジェクト/共同プロジェクト		
資金調達方法	トップダウン (固有トピック)	トップダウン (トピック固有)	ボトムアップ (特定テーマ以外)	ボトムアップ (特定テーマ以外)	ボトムアップ (あらゆるテーマ、業種、 全国を対象)		
アプリケーションの労力							
成功確率							   - 法的請求*
資金額							 
出願時期	プロジェクト開始前					プロジェクト開始後または 事業年度終了後	

* すべての法的要件が満たされている場合

研究手当 - 革新的企業にとって 魅力的な資金調達手段



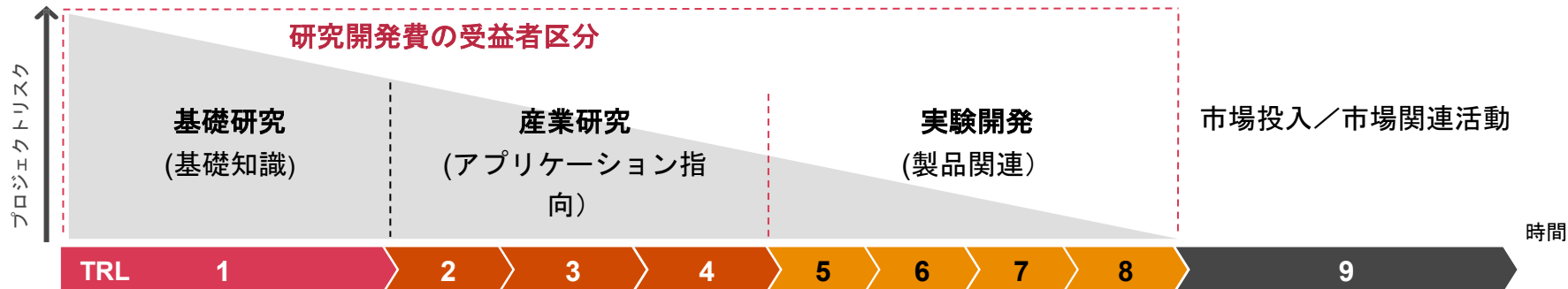
一目でわかる研究費* - 研究開発に対する税制上の優遇措置に関する法律 (研究費法) + 2024年更新



*)厳選された必須資格条件。さらに、以下の前提条件を満たす必要があります。.

誰が?	何を?	どのくらい?	どのように?
<ul style="list-style-type: none">非課税 (Est, KSt) でない限り、EstG/KStGに該当する納税者権利を有する企業<ul style="list-style-type: none">社内研究開発：<ul style="list-style-type: none">✓ 調査をしている会社研究開発の受託： お客様/発注者	<ul style="list-style-type: none">対象となる研究開発プロジェクト：<ul style="list-style-type: none">社内プロジェクト共同プロジェクトと受託研究開発プロジェクト研究開発カテゴリー：<ul style="list-style-type: none">基礎研究、産業研究または実験開発評価基準：<ul style="list-style-type: none">社内研究開発：人件費（社会保険料を含む雇用者負担分）と受託研究開発：受託研究開発プロジェクトの総費用の60%（2024年以降は70%を予定）。2024年以降予定：プロジェクト関連資産の減価償却費2020年1月1日時点の研究開発プロジェクトのみ	<ul style="list-style-type: none">支給率 2024年から予定、中小企業は35%評価基準： すべての研究開発プロジェクト（すべての関連会社！）に対し、1会計年度あたり最高400万ユーロ（2024年以降は1,200万ユーロを予定）まで。手当：年間最大100万ユーロ（2024年以降予定：300万ユーロ）およびグループごと	<ul style="list-style-type: none">申請手続きは2段階、期限は4年（現在は2020年まで遡及可能）<ol style="list-style-type: none">BSFZ - 研究手当の認証機関（年度内可能）： 研究開発の性格をチェックし、認証（不服申し立て可能）税務署 （各会計年度終了後）：恒久的施設 の税務署での申請税務要件、費用、書類をチェックし、研究手当を査定（不服申し立て可能）次回の法人所得税の確定申告から納税額と相殺（納税額の減額）（申告年度独立）剰余金（繰越欠損金など）の支払い

申請プロセスにおける課題研究開発プロジェクトの分類



フラスカティマニュアル	BSFZ	備考
新規性	新規性	フラスカティのマニュアルに対応
オリジナル/クリエイティブ	-	名前はついていませんが、新規性に組み込まれています。
不確実性	リスク/予測不可能性	フラスカティのマニュアルに対応
体系的	予定された	フラスカティのマニュアルに対応
移転可能性/再現可能性	-	明示的には述べられていませんが、研究開発の結果に関する文書は申請書で確認する必要があります。

- 大幅な改善や変更を伴わない、既存の製品、プロセス、サービス (P/V/D) の単純な修正。
- 新しいP/V/D、または動作モードが既知でテスト済みの機械/装置の市場導入 (初回使用も対象)
- 品質保証など

申請プロセスにおける課題：契約型研究開発

第三者との契約・研究開発

- 4つの指標（合算されない）
 - クライアントが契約上指定した具体的な業務を請け負う契約上の請負業務（原則としてサービス契約の基づくもので、例外は個別に検討されるべき）。
 - 顧客は、研究開発成果に関する知的財産権の所有権を取得するか、対価として独占的ライセンスを付与されます。
 - 失敗の（経済的）リスクを顧客が負担
 - 請負業者による下請業者の（独立した）委託は行われません

(グループ内) 関係会社間契約研究開発

- ドイツ商法(HGB) 第290条第2項～第4項による関連会社（支配的影響力）、ASiG第1条第2項による関連者とは一致しない（報酬は独立企業間でなければならない）。
- 関連会社間の**研究開発契約**は、以下の**4つの基準**を累積的に満たす場合にのみ成立します。

特定の研究開発プロジェクトにおける特定業務の契約

具体的な研究開発プロジェクトの目的および方法の、発注者（契約企業）による共同決定発注者（契約主体）によるプロジェクト

特定の研究開発プロジェクトのための**別途料金**または**予算**

請負業者による**下請け業者への独立した委託なし**

重要！

- ✓ 知的財産（IP）の所有権は、通常、研究手当を目的とする委託研究の判断材料にはなりません。
- ✓ 法人所得税（CIT）目的での偏見なし（移転価格など）
- ✓ 一般的な移転価格（TP）協定は、必ずしも委託研究につながるものではありません。これらは十分に具体的でなければなりません（前述の基準を満たす）。

(グループ内および外部) 委託研究の特殊な側面



	 インバウンド	 EU/EEAへのアウトバウンド	 第三国へのアウトバウンド	 国内
シナリオ	B**がA* (ドイツ) に研究開発プロジェクトを委託	A*(ドイツ)がB**(EU/EEA)に研究開発プロジェクトを委託。	A* (ドイツ)がB** (EU/EEA外)に研究開発プロジェクトを委託。	A1* (ドイツ) がA2* (ドイツ) に研究開発プロジェクトを委託。
契約リサーチ***	AおよびBは対象外	Aは対象	AおよびBは対象外	A1は対象
契約なしの研究***	Aは対象	A & Bは対象外	A & Bは対象外	A2は対象

* FZulG第1条(1)、(2)に基づく所得税法及び法人税法(EStG/KStG)の課税対象会社。

** FZulGに規定されるFZulG第1項(1), (2)に基づく課税対象外の会社。

*** ドイツ研究手当法の定義による

申請プロセスにおける課題：必要書類

- 作業／スケジュールや対応する（デジタル／アジャイル）ツールなどの計画文書
- 施工計画書、技術図面、ソフトウェアプロトコル、仕様書など、作業および科学的／技術的結果の詳細な文書。
- FZulGが定義する研究開発プロジェクトの種類（自社研究か委託研究か）に応じて、対象となる経費を決定するための理解しやすい文書（例：時間単位の文書、業務契約書、請求書、契約書、発注書、企業間契約書など）

各事業年度末における受益研究開発プロジェクトの進捗状況に関する情報文書または簡単な説明（中間報告書）を提出する必要があります。

(!) BMFの書簡による更新 (!)



進捗報告 プロジェクトX

プロジェクトの内容と目的

...

スケジュールと作業手順

...

人事フレームワーク...

財務フレームワーク...

- 実績・目標比較

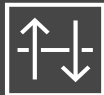
Belgium



ベルギーの試験研究に関する優遇制度概要

- ベルギーの税法では、研究開発に対する特別優遇措置を規定している。ベルギーの納税者は、研究開発費に関して追加的な税額控除の恩恵を受けることができる。ベルギーのпатентボックス制度によると、納税者は純イノベーション所得の85%を課税標準から控除することができる。
- ベルギーはまた、研究者の雇用コストの控除や現金助成金による直接資金援助を通じて、研究開発への投資を促進している。

ベルギーの研究開発税制優遇措置



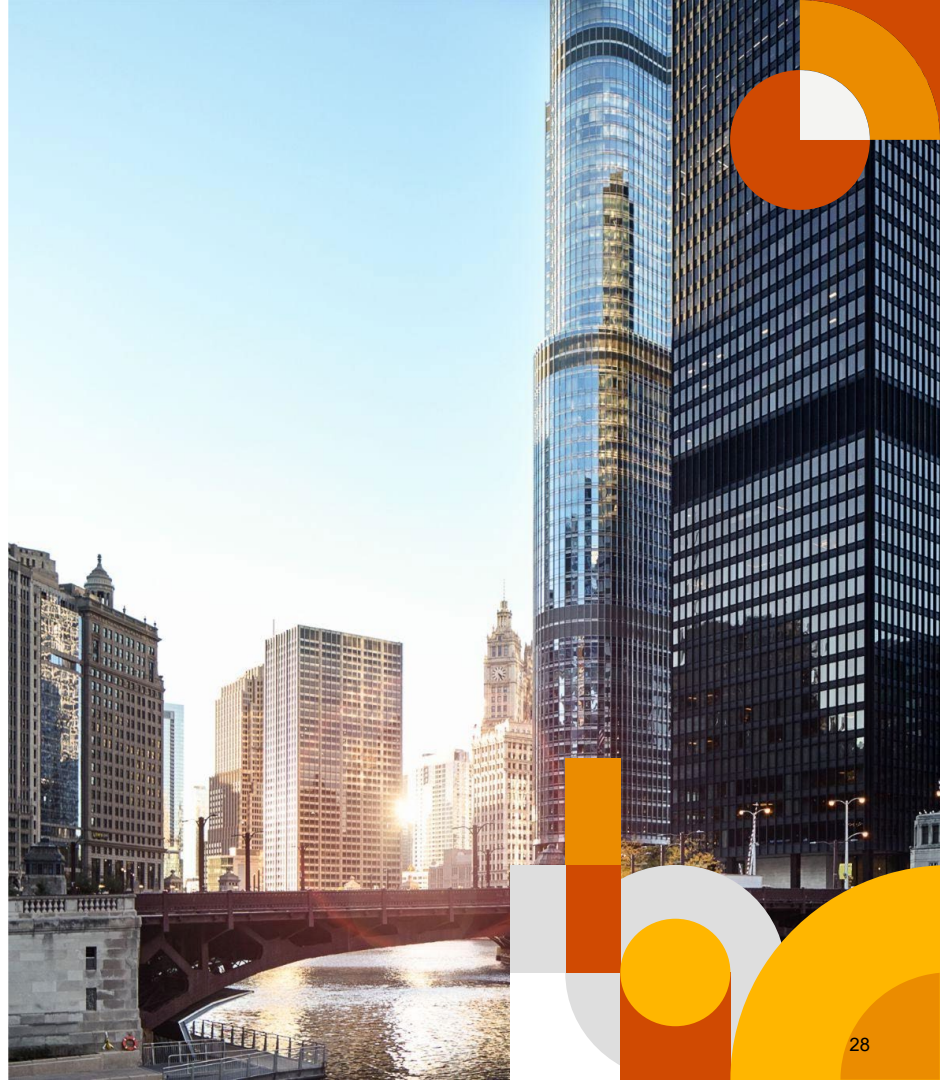
アウトプット税制優遇措置

- イノベーション所得控除



インプット税制優遇措置

- 研究開発投資控除／税額控除
- 研究開発の給与に対する源泉徴収税の免除



イノベーション所得控除



イノベーション所得控除(Innovation income deduction: IID)



期限内の申請

- 2016年7月1日よりIID発効。

適格無形資産

会社は、その所有権、共有権、用益権、ライセンス権、またはその権利を完全に有していなければなりません。

- 2007年1月1日以前に独立した第三者への商品またはサービスの販売に使用されていない**特許および補足的保護証明書**。
- 最短で2016年7月1日に請求がなされた**育成者権**、または取得した育成者権の場合は2016年6月30日以降に取得した育成者権。
- 希少疾病治療薬**（最初の10年間に限る）のうち、最短で2016年7月1日に申請されたもの、または取得した希少疾病治療薬の場合は2016年6月30日以降に取得したものの。
- 2016年6月30日以降に所轄官庁が付与した**データおよび市場独占権**（希少疾病用医薬品の市場独占権、農業に関する報告書のデータ独占権、ジェネリック医薬品または動物用医薬品の臨床試験など）。
- 研究開発に対する源泉税の一部免除の目的で定義された研究開発プロジェクトから生じた**著作権付きソフトウェア**の無形資産で、2016年7月1日以前にまだ所得を生じていないもの。
- 商標やその他のマーケティングに関連する無形資産**は、IID制度の下では税務上の優遇措置の対象とはなりません。

適格納税者

- IIDは、ベルギーの居住企業および外国企業のベルギーの恒久的施設（PE）が利用できます。

適格所得

- ベルギーの課税標準に含まれる**ライセンス収入**。
- 売上所得に含まれる所得**、すなわち、企業が付与したライセンスに基づいて第三者が商品（またはサービス）を生産した場合に、第三者が支払うライセンス料で、企業のベルギーの課税標準に含まれるもの。
- 企業のベルギーの課税標準に含まれる、**プロセス革新**から派生する所得。
- 裁判・仲裁上の決定、和議、保険契約に基づき受領した**報酬**で、ベルギーの課税標準に含まれるもの。
- 固定資産としての性質を有し、前課税期間中に作成された、または過去24ヶ月以内に取得された**知的財産権の売却**による収益（売却価格の再投資条件は5年以内に適用されます）。
- 全体の所得（純イノベーション所得）は、**ある年の総所得から、その年の税額控除可能な研究開発支出を差し引くこと**で計算されます。
- 2016年7月1日以降にIIDを適用する初年度は、2016年6月30日以降に終了する前課税年度の総支出額でイノベーション収入を減額する必要があります（**リキャプチャー・ルール**）（一部例外あり）。その時点で、企業はこれらの費用を最大連続7課税年度に分散することを取消不能で選択することができます。



イノベーション所得控除(IID)では、純イノベーション所得の85%が課税ベースから控除されます。この結果、実効税率は3.75%（2021年度時点）となります。

イノベーション所得控除

その他の特徴

- IID制度では（第三者または関連当事者への）アウトソーシングが認められていますが、第三者のアウトソーシングにかかる費用のみが適格な支出とみなされます（後述）。
- 修正ネクサス・アプローチが適用されるため、納税者が知的財産権制度の恩恵を受けられるのは、納税者自身が適格な研究開発費を支出した場合に限られます（後述）。
- 特許、育成者権、希少疾病用医薬品、データおよび市場独占権が審査中の場合の一時的な免除。
- 時間や金額に制限のない未使用のIIDの繰り越しが可能。
- 納税者は、対象となる支出と対象となる収入を注意深く追跡管理する必要があります。
 - 以下のような知的財産ごとのサポート文書：
 - 関連会社から取得した知的財産の実際の価値。
 - 適格所得の総額。
 - 当年度の総支出
 - 全年度の資格取得費用と総支出。
- 確定申告書に特定のフォームを追加する必要があります。

ルーリング

- 税務裁定は、適格無形資産と適格イノベーション所得の存在、およびイノベーション総所得の計算方法を確認するために要求することができます。
- さらに、修正ネクサス比率が納税者自身の研究開発活動の付加価値を表していない場合、納税者が修正ネクサス比率から逸脱したい場合には、裁定が必要となります。

イノベーション所得控除(IID)では、純イノベーション所得の85%が課税ベースから控除されます。この結果、実効税率は3.75%（2021年度時点）となります。

イノベーション所得控除



知的財産資産の開発に要した適格支出

知的財産資産の開発に要した支出

x 85% x

イノベーション
純利益

=

イノベーション所得
控除

計算方法には、支出に関する詳細な洞察が必要

研究開発費

適格支出

- 自社で発生した知的財産資産に直接関連する支出、または非関連会社への研究開発活動の委託に対する対価。
- 除外：支払利息、建築費など
- 30%の増額（全体の支出額を上限）。
- 費用が知的財産にのみ関連するものでない場合は、比例配分。

総支出

- 適格支出、関連当事者のアウトソーシングのための支出、および適格無形資産の取得費用。

累積年数

イノベーション純利益

当期総利益

- ベルギーの課税結果における全世界所得。
- 知的財産が保護されている場所とは無関係。

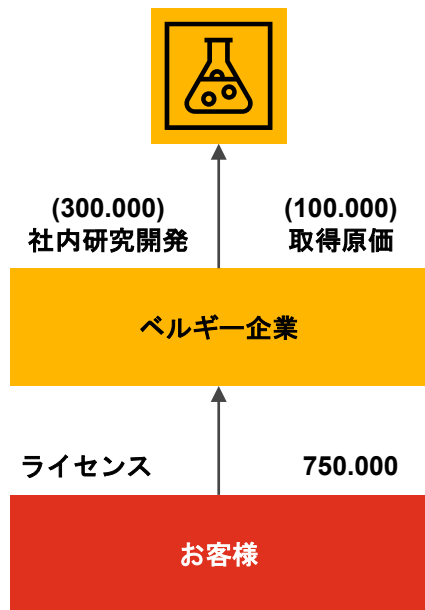
その年の総支出の控除

- 含まれるもの：従業員費用、買収した知的財産の減価償却費など。
- 除外：支払利息、建築費など

今年度

イノベーション所得控除

例



適格支出 (300.000) + 30%

総支出 (400.000)

× 85% ×

イノベーション純利益
益
(750.000-400.000)

イノベーション所得控除=290,062 (ETR=4.3%)

研究開發投資控除/稅額控除



研究開発投資控除/税額控除



一回限りの控除と分割投資控除

- ワンタイム投資控除は、対象となる研究開発投資の取得価額の20.5%に相当します（2024年度）。
- 分割投資控除は、対象となる研究開発投資の減価償却費の27.5%に相当します（2024年度）。

その他の特徴

- 研究開発センターは、独立した事業部門を構成する必要があります。
- 資産が新しく、少なくとも3年間で償却可能である必要があります。一部の資産は除かれます。
- 会社は、開発が環境に優しいことを確認する証明書を取得する必要があります。
- 未使用の研究開発投資控除は無期限に繰り越されます。

研究開発費の資産化

- 2016年1月1日または2016年暦年中に開始する会計年度（一過性の制度が予定されています）については、以下のように区別されます：
 - 研究：「新しい科学的または技術的な知識や理解を得ることを目的として行われる、独創的かつ計画的な調査」；
 - 開発：「商業生産または使用を開始する前に、新しいまたは大幅に改良された材料、製品、装置、プロセス、システムまたはサービスを生産するための計画または設計に、研究結果またはその他の知識を適用すること」。

適格研究開発投資

- 会社の研究開発センターで使用される有形・無形の固定資産（設備、建物、資産化された研究開発費など）。
- 取得した特許は、1回限りの投資控除の対象となりません。

代替案：研究開発税額控除

- 研究開発税額控除は、研究開発投資控除額に標準法人税率25%（AY21現在）を乗じたものです。計算方法は異なりますが、税制上のメリットは同等です。
- 現金給付：未使用の研究開発税額控除は繰り越され、5年後の残額が会社に支払われます。
- 最近のベルギー所得税法（BITC）の改正：
 - 研究開発税額控除の対象となる資産の取得価額又は投資価額に、研究開発に対する源泉所得税の一部免除が適用された従業員の給与が含まれている場合、その給与の一部を研究開発税額控除の計算に算入することはできません。
 - 2022年4月1日に終了する課税期間について適用。
- 会計上の観点からは、2016年1月1日以降に発生した研究費のうち、国内法における指令の施行前であれば資産計上の条件を満たすものであっても、（一定の条件が満たされれば）資産計上年度に全額減価償却されることを条件に、資産計上が可能です。
- 税務上、研究費の減価償却は可能です（条件を満たす場合）。その結果、適格な研究費に対して研究開発投資控除を申請することも可能です。



研究開発投資控除(ID)は、適格な研究開発投資に対し、通常の税法上の減価償却に加え、課税ベースから控除するものです。R&D投資額の最大6.9%の節税が可能です。

期待される体制の変化



1. 一般条件	2. 投資控除の3つのアプローチ	3. 割合	4. 手続き
<p>応募条件</p> <ul style="list-style-type: none">研究開発に対する源泉徴収税の一部免除が適用される従業員の給与に関する免除は、投資控除に関しても適用されず。納税者は1つの固定資産につき1種類の投資控除しか選択できません。中小企業／適格性を有する個人による適格デジタル投資に対し、通常の投資控除が10%引き上げられます。気候や環境への悪影響、技術の現状、利用可能な代替手段を考慮すると、税制優遇措置が正当化されないような性質の投資は除外されます。	<p>特定：投資基礎控除</p> <ul style="list-style-type: none">会社の事業活動に持続的に使用される投資適格なデジタル投資に対して+10% <p>対象：「テーマ別」控除の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">社会的に意義のある目標を達成するための投資4つの投資カテゴリー：エネルギーの効率的利用と再生可能エネルギーに関する投資、ゼロ・エミッション輸送、環境に優しい投資、デジタル投資の支援（上記のカテゴリーと連動）。 <p>特定：「技術」控除の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">特許への投資 及び環境に影響を与えない、または環境への悪影響を最小限に抑えることを目的とした新製品や新技術に関する研究開発。	<ul style="list-style-type: none">法律の定め投資基礎控除<ul style="list-style-type: none">資格のある個人および中小企業：10% (対象となるデジタル投資については+10%)他社：0%「テーマ別」控除の拡大<ul style="list-style-type: none">適格性のある個人・中小企業：40%他社：30%「技術」控除の拡大<ul style="list-style-type: none">インデックス制の廃止：固定パーセンテージ一回限りの投資控除：13,5%分割投資控除：20,5%	<ul style="list-style-type: none">投資基礎控除<ul style="list-style-type: none">フォーム275Uおよび276U「テーマ別」控除の拡大<ul style="list-style-type: none">王室令により定期的に更新・公表される対象投資のリスト地域とのコラボレーションにより作成される宣誓供述書が必要「技術」控除の拡大<ul style="list-style-type: none">申請手続きと現在の行政義務はほぼ同様

研究開発源泉税の免除



研究開発源泉税の免除

一般的 に

- ベルギーの企業は、従業員の給与から給与税を源泉徴収する必要があります。その後、給与税はベルギーの国庫に送金しなければなりません。
- 対象となる学位を持ち、研究開発活動に従事している研究者の場合、源泉徴収税額の80%は企業が留保することができ、ベルギーの国庫に送金する必要はありません。
- 2020年1月1日以降、免税率が80%となる特定の学士号取得者にも適用範囲が拡大され、博士号取得者と修士号取得者の免税申請総額の最大25%が免税されます。
- その結果、現金による節税効果が大きくなります。

特記事 項

- 被雇用者である個人にのみ資格があります。自営業者は対象外です。
- 該当する従業員は、ベルギー国内で活動を行い、ベルギーの給与支払名簿に登録されている必要があります。
- 研究開発活動に従事する従業員のみが対象で、生産工程に従事する従業員や事務職は対象外です。
- 企業は研究開発活動を積極的に文書化する必要があります。
- 研究開発のみに従事しているわけではない従業員に対しては、パートタイムで源泉徴収税の免除を適用することができます。
- 連邦政府科学政策局への事前届出が義務付けられています。
- 対象となる学士号に対する申請額は、修士号／博士号に対する申請額の25%または50%（中小企業の場合）を超えることはできません。
- 過去に不当に支払われた過剰な源泉所得税は、（厳しい条件付きで）取り戻すことができます。



対象となる研究者については、源泉徴収税額の80%までが免除されます。

これにより、研究開発の雇用コストを大幅に削減することができます。



研究開発源泉税の免除

例

	シミュレーション1：免除なし	シミュレーション2：75%免除	シミュレーション2：100%免除
給与総額	48.720,00	48.720,00	48.720,00
給与税	12.790,18	12.790,18	12.790,18
手取り額	29.155,32	29.155,32	29.155,32
給与税免除	-	7.674,11 (= 12.790,18 x 75% x 80%)	10.232,14 (= 12.790,18 x 100% x 80%)
雇用者負担	61.510,18	53.836,07	51.278,04
従業員10人分のコスト削減額	0	76.741,08	102.321,44

ベルギー税制改革の影響

給与税免除

提案されている変更点は以下の通りです：

仮登録の厳格な解釈：研究開発プロジェクト/プログラムは、給与計算におけるWHT申請開始前に通知されなければなりません。

関連する所得年度の翌年までに、詳細なプロジェクト/プログラム情報を提供するとともに、活動の概要を常に手元に用意しておく必要があります。

ベルスポ(Belspo)の申請は引き続き必要です。
ベルスポの役割は従来通り(TbC)です。

学位の要件も法律で更新されます。対象となる学位のリストも更新される予定です。

計算から除外する要素が明確になりました（休日手当とボーナスには例外が適用されません）。

源泉徴収税制の組み合わせが制限されます。一つの給与に異なる免税制度を組み合わせることは認められなくなります。

現金補助金

EUの資金援助

複数のフレームワーク・プログラムが存在しており、の中で「Horizon Europe」は研究、開発、イノベーションのための主力プログラムとなっています。

一般的に大規模な助成金（1,000万ユーロ以上）で、助成率も高い（70%～100%）。

EUの資金提供は通常、複数のメンバー国からの複数のパートナーが参加するコンソーシアム主導の形態です

トップダウンのアプローチ：プロジェクトの提案は、事前に定義された募集／トピックに沿ったものでなければなりません。

地域資金

ベルギーでは、助成金は地域ごとに管理されています：

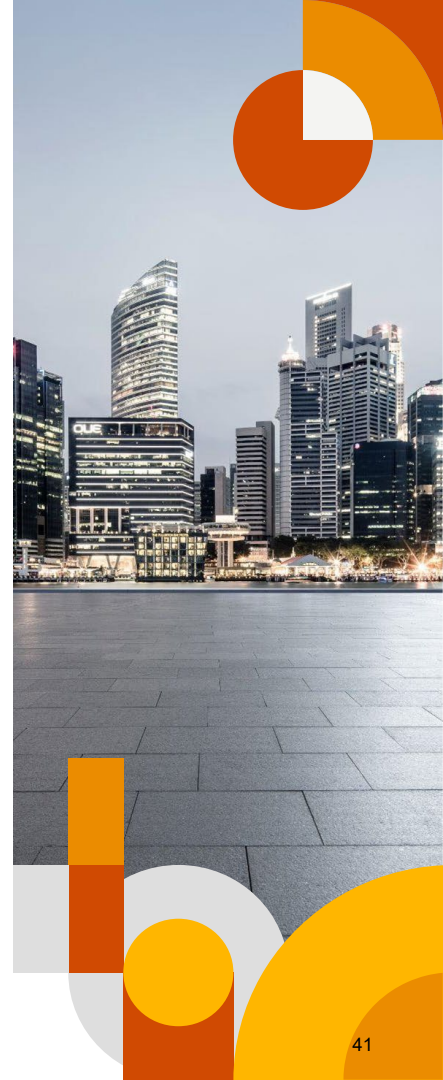
- VLAIO for Flanders
- Innoviris for Brussels
- SPW for Wallonia

一般的に助成金の規模は小さく（0.5百万ユーロから2百万ユーロ）、助成率は低い（50%未満）。

ボトムアップの原則：資金提供スキームの目的に合致するプロジェクトのアイデアがあれば、そのプロジェクトに資金が提供される（可能性がある）。

共通点

- 資金調達は、企業の規模や業種に関係なく、すべての企業が対象となります。
- プロジェクトを開始する前に、まず提案書を提出してください。
- 複数の活動に資金を提供することができます：



A low-angle, upward-looking photograph of several modern skyscrapers with curved glass facades. The buildings are set against a clear, bright blue sky. The perspective creates a sense of height and architectural grandeur. The glass reflects the sky and surrounding environment.

Netherland



オランダの試験研究に関する優遇制度概要

- オランダには、研究開発を促進するための以下のような税制優遇措置がある。
 - 「WBSO」と呼ばれる研究開発税額控除
 - イノベーションボックス
- イノベーションボックスは、研究開発税額控除に関連している。研究開発税額控除に対して適格となる研究開発活動は、イノベーションボックスを選択するための基礎を形成する。

WBSO

オランダの研究開発賃金税制優遇措置

- WBSO（研究開発税額控除）は、オランダの税制優遇制度で、研究開発（R&D）の賃金コストやその他のコスト・支出の一部を補償するものです。
- 実際には、この制度は給与税負担を大幅に軽減します：

研究開発賃金およびその他の費用・支出	研究開発税額控除
< € 350,000	32%
> € 350,000	16%

- WBSOの資格を得るには、従業員が以下の研究開発活動を行う必要があります。：
 - 技術的に新しい物理的な製品、物理的な生産プロセス、ソフトウェア、またはそれらのコンポーネントの開発および
 - 物理学、化学、バイオテクノロジー、生産技術、情報通信技術などの分野における現象を説明しようとする技術科学的研究。
- WBSOは、イノベーション・ボックス（次のスライド）の基礎であり、「Entry Ticket」の役割を果たします。

要件

WBSOの特典を受けるためには、研究開発活動が以下の要件を満たしている必要があります。

- 提案された研究開発活動が自社内で行われること
- 技術開発は、当該組織にとって新しいものであること
- 開発には技術的な問題、リスク、不確実性が伴うこと
- 研究開発費及び支出は、対象となる研究開発活動と因果関係があること、および
- WBSO申請書を事前に提出する必要がある。

イノベーションボックス

研究開発・イノベーション奨励制度



革新的活動から得た利益に対するオランダの奨励制度。対象となる所得は、オランダの通常税率25.8%に対し、実質的に9%の税率が適用されます。

- ・ オランダ法人所得税法に「パテントボックス」として2007年に導入。
- ・ 研究開発の結果として利益が得られた場合にのみ適用されるため、イノベーション・ボックスは、成功した研究開発プロジェクトにのみ授与されます。
- ・ 2017年、イノベーション・ボックスはBEPS 5の要件に合わせられました。
- ・ 2023年、オランダのすべての税制優遇措置とスキームがオランダ財務省によって評価されました。イノベーション・ボックスとWBSOの両方が、その目的、すなわちオランダにおける研究開発とイノベーションにインセンティブを与えるという目的を達成するのに効果的であると評価されました。



イノベーションボックス 必要条件または「Entry Ticket」

1. すべての納税者のためのEntry Ticket

いわゆる**研究開発証明書（WBSO）**が発行された活動から生じた**自己開発無形資産**の保有。



2. 「大規模」納税者にのみ適用されるEntry Ticket

- 特許、ソフトウェア、育成者権、医薬品の承認、その他いくつかの権利（独占ライセンスも可能）

又は

- ソフトウェア開発



「大規模」納税者または企業

以下特徴を持つグループに属している大企業

- 連結売上高5,000万ユーロ以上 または
- 少なくとも750万ユーロのイノベーションからの総収入

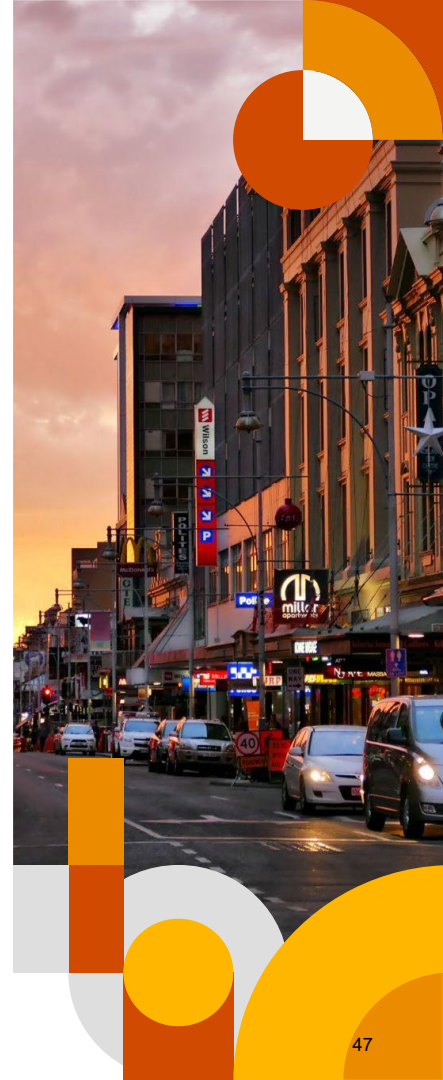
その年およびその前の4年間に於いて、両方のEntry Ticketを所有している必要があります。これらの規模基準を満たさない中小企業は、最初のEntry Ticketのみを所持していればよいとされます。



イノベーションボックス 必要条件または「Entry Ticket」

1. 研究開発証明書（WBSO）が発行された活動から生じた自己開発無形資産の保有

- 無形資産
 - 収入源（資産の所有）
 - 識別可能、分離可能、譲渡可能。
- 自己開発：自らのWBSO活動から「生じる」
 - オランダで開発
 - 開発活動の50%以上がWBSOに属すること。
 - WBSO傘下が50%未満の場合 □ 外注活動に対する調整・指示の性質を持つWBSO
- 以下のような調整および指示（ただし、これらに限定されるものではない）
 - 研究開発プロセスでの選択とその計画に対して責任を負う、専門知識を有する人材。
 - 予算管理
 - 実施した研究が成功したかどうかの評価



イノベーションボックス

イノベーション・ボックスの利益の決定

「ピールオフ」法

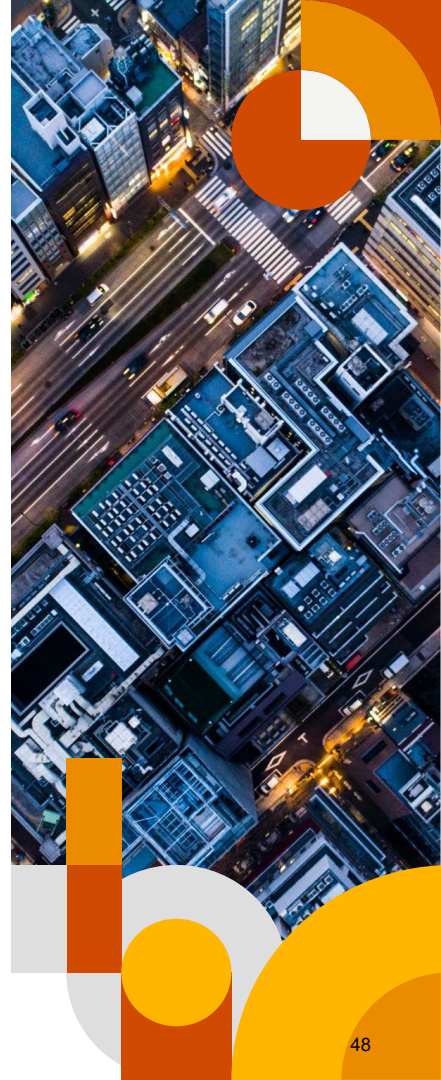
- 企業の中核機能としての研究開発（一般的にWBSOの時間数が比較的多い）
- WBSOの稼働時間の安定または増加により確認可能な継続的な研究開発活動
- 移転価格算定方法

コスト・プラス方式

- 企業のサポート機能としての研究開発
- TNMMコスト+10~15%

資産ごとの利益の決定

- 特定の無形資産の便益と費用が確定できる場合に適用可能
- 例：特定の無形資産に対するロイヤルティ支払い
- 企業が付随的なイノベーションを生み出す場合、一般的に関連性が高い



イノベーションボックス

イノベーション・ボックスの利益の決定 - ピールオフ法

「ピールオフ」法

- 会社の中核機能としての研究開発。
- 移転価格税制の手法に従い、研究開発部門に配分される利益の割合は、いくつかの基準に基づいて決定されます。
- 関連する基準は以下の通りです。
 - WBSO時間
 - 研究開発FTEと総FTEとの比較
 - 研究開発部門のFTEと他の中核機能を担うFTEとの比較；
 - R&DのOPEXとCAPEXの合計との比較；
 - より限定された範囲では、特許の数。
- 一般的に、定型業務報酬後の課税EBITの30～40%が研究開発費に割り当てられます。
- WBSO時間が常に比較的高い企業 40-60%。

イノベーションボックス

イノベーション・ボックスの利益の決定 - ピールオフ法の例



課税EBIT	€	10.000.000,00
日常業務に対する報酬 (8%など)	€	800.000,00
コア機能に割り当てられるEBIT	€	9.200.000,00
コア機能への配分(%)		
その他の中核機能		40%
研究開発の中核機能		60%
報酬 その他の中核機能	€	3.680.000,00
関連する研究開発収入	€	5.520.000,00
研究開発費		N/A
ネクサス・フォーミュラ (最大100)		100%
対象となるイノベーション・ボックス収入	€	5.520.000,00
課税ベースの削減	€	3.594.418,60

イノベーション・ボックス削減後の課税利益	€	6.405.581,40
法定税率25.8	€	2.580.000,00
イノベーション・ボックスのメリット	€	927.360,00
イノベーション・ボックス給付後の税金	€	1.652.640,00
イノベーション・ボックスによる実効税率		16,53%

イノベーションボックスの利益の主な決定要因



A low-angle, upward-looking photograph of several modern skyscrapers with glass facades, converging towards the top of the frame against a bright blue sky with scattered white clouds. The perspective creates a sense of height and architectural grandeur.

Italy



イタリアの試験研究に関する優遇制度概要

- イタリアで利用できる主な研究開発インセンティブは以下の2つである。
 - パテントボックス制度は、対象となるIPの創造、開発、維持、保護にかかる経費の法人税と地方税を対象に、110%の超優遇控除を提供するものである。
 - 研究開発、イノベーション、デザイン税額控除は、対象となる経費の5%~10%の範囲で、法人税、地方税、付加価値税、源泉所得税、社会保障負担(SSC)の支払いを相殺するために利用されるものである。
- 企業は両方の制度によって提供される利点を累積することが可能だが、税額控除の対象となる費用の基点からパテントボックスより生じる税制優遇額を差し引かなければならない。
- 企業の合併/分割の場合、一定の条件の下で、税制優遇は結果として生じる事業体のもとに残る。

新パテントボックス制度



新パテントボックス制度

新パテントボックス：知的財産に関連する研究開発費の110%追加控除

政令146/2021号（いわゆる "Decreto Fisco Lavoro"）第6条は、政令234/2021号（いわゆる "Legge di Bilancio 2022"）第1条第10項により改正され、従来のパテントボックス制度を廃止し、イタリアの納税者が適格な知的財産のために負担した一定の研究開発費の追加控除（いわゆる "追加控除"）を認める新しいパテントボックス制度を導入しました。2022年2月15日に公表されたイタリア歳入庁長官の規定（「Provvedimento」）は、新制度の実務上の問題をいくつか規定しています。



特徴

- 法人税（IRES）と地方税（IRAP）の両方において、事業活動の遂行に直接または間接的に使用される無形資産にかかる適格経費の損金算入率を110%引き上げ。
- 連結会社間の費用には適用されません；**
- 2021年度から適用；**
- この制度は、知的財産が**工業所有権の名称**を取得した**最初の事業年度**から利用できます。
- 新規知的財産登録時の再取得メカニズム**
- 研究開発税額控除との併用**（「関連する活動」と「対象となる経費」の定義は研究開発税額控除と同じであることに留意してください）
- オプションの有効期間は**5会計年度**です。オプションの取り消しはできませんが、更新は可能です。
- 古い規律から新しい規律に移行する際には、**過渡的な体制**が想定されます。



受益者

- 会社（非居住納税者のイタリアにおける恒久的施設を含みます）
- 上記の納税者は「投資家」であること、つまり、投資した無形資産の経済的利用権を所有し、関連するリスクを負担している必要があります。



対象知的財産

PBクレジットは以下の知的財産に適用される可能性があります：

- 著作権で保護されたソフトウェア
- 特許
- 法的に保護されたデザインとモデル
商標とノウハウはPBの対象外です。



報酬メカニズム

2021年以降に取得された工業所有権の場合、工業所有権が取得された会計年度の8年前の会計年度以降に関連する費用について、110%の経費増が適用されます。実際には、2021年に知的財産権が登録された場合、つまり、その年度に関連特許が取得された場合、その知的財産の創出のために2013年以降に負担したすべての費用が対象となります。



ペナルティの保護

万が一、税務当局が上記の特別控除額の全部または一部について異議を唱えた場合でも、納税者が「Provvedimento」に従って適格な証拠書類（以下、「適格書類」）を作成していれば、不当な申告に対する行政処分は適用されません。また、当該証拠書類を所持していることを申告書に明記する必要があります。

新パテントボックス制度

新パテントボックス: 対象文書の内容

Provedimentoの第7条では、適格書類は、特定のデータや情報を含む2つのセクション（AとB）に分かれた文書で構成され、以下のように表されると述べています。



対象文書の構成

セクションA

1. 関連会社や特別な出来事を含む**グループ構成**
2. **関連する事業活動、投資家の性質、および**関連会社と行った活動
3. **独立した第三者に委託された関連業務**
4. 事業体の**組織構造**
5. **技術レポート**
6. 事業体が**遂行する機能、引き受けるリスク、および利用される資産の説明。**

セクションB

1. **各無形資産**に関して発生した**対象となる費用**
 - a. 関連業務に従事する**人件費**
 - b. **雑費**
1. 対象となる知的財産に直接・間接的に関連する**税項目**の**特定**。



言語、署名、タイムスタンプ

書類は以下の要件を満たさなければいけません。

- イタリア語で書かれていること。ただし、海外の関連企業との取引に関するデータや情報は英語で記載することができます。
- PBを申請する法人の法定代理人が電子署名し、確定申告書の提出日以内にタイムスタンプを押印したもの。



提出期限

税務当局への書類の提出は、税務当局の要請から20日以内に行わなければなりません。追加または補足情報は7日以内に提供しなければなりません。



中小企業(SME)

中小企業は、その組織および業務構造の規模に応じて、セクションAおよびBを簡略化して作成し、上記のセクションに記載されている情報と同等の情報を提供することができます。

研究開発税額控除



研究開発税額控除

権利

- この税額控除は、イタリアで事業所得をあげているすべての企業および外国企業のイタリアの PE のためのものであり、事業部門や企業／会社の規模は考慮しない。この税額控除を利用できる対象は以下の通りである。
 - OECD のフラスカティ・マニュアルおよび EU 委員会の連絡 198/2014、パラグラフ 1.3 のポイント 15 の項目 m)、q)、および j) の定義に準拠する研究開発活動への投資。
 - OECD のオスロ・マニュアルの定義に準拠し、製品、生産プロセス、およびサービスの創造、または意義深い開発を目的としたイノベーション活動への投資。
 - デザインおよび美的発想活動への投資で、例えば、線、輪郭、色、表面構造、装飾の特徴のような、形やその他の非技術的または機能的な要素に関して、意義深い方法で会社の製品を革新することを目的とするもの。これらの効果に対して、製品とは、複合製品の構成部品、包装、プレゼンテーション、グラフィック・シンボルおよび活字の文字を含む、あらゆる工業製品または手工業製品を意味する。

研究開発税額控除

所有権に関する条件

税額控除が適用されるためには、企業は「投資家」として適格でなければならない。

開発および管理に関する条件

- イタリアの納税者は、イタリア国外に拠点を置く第三者に研究開発、イノベーション、デザイン活動の実行を委託することができるが、これは供給者が税務当局間の情報交換に関する協定をイタリアと締結している国の税務上の居住者であり、イタリアの納税者が投資家とみなされる要件を満たしていることが条件となる。
- イタリアの納税者が投資家とみなされなければならないため、結果として生じる IP は必然的にイタリアに所在しなければならない。

優遇の定量化

- 適格な経費は、パテントボックスの対象と同じである。研究開発活動に限り、既存の知識をさらに発展させるためのライセンスや特許の取得費用も含めることができる。

研究開発税額控除

優遇の定量化（続き）

- 研究開発税額控除は以下のように計算される。
 - 研究開発税額控除は、その他の負担金およびパテントボックス税制優遇額を差し引いた、対象となる費用の基点の10%に相当する。2031年度までの年間上限額は、各企業500万ユーロである。
 - イノベーションとデザインの税額控除は、2023年度は10%、2024年度と2025年度は5%に相当する。またこの場合、対象となる費用の基点は、その他の負担金およびパテントボックス税制優遇額を差し引いたものでなければならない。年間上限額は各企業200万ユーロであり、デジタルソリューション4.0や生態遷移／サーキュラーエコノミーを目的とした活動の場合は400万ユーロに増額される。
- 税額控除は、対象となる経費が発生した課税期間の次の課税期間から使用できるように、同額の3回に分割しなければならない。それは繰り越すことも可能である。

申請手続き

税額控除を利用するためには、納税者は主務大臣および歳入庁が発行したガイドラインに準拠した証明書類を作成しなければならない。会計上の経費は、財務諸表の証明を担当する会計監査人の証明を受けなければならない。



Switzerland

スイスの試験研究に関する優遇制度概要

- 2020年1月1日に施行されたスイスの法人税改革の一環として、研究とイノベーションの先進国であるスイスは、OECDに準拠したパテントボックスと研究開発超控除制度を導入した。それぞれの措置はスイスでの研究および開発を促進し、革新的な価値創造へのインセンティブを生み出すものだ。研究開発関連の税制優遇措置に加え、スイスの税制改革では超過資本に対する概念上の利子控除も規定されている（現在チューリッヒ州のみで利用可能）。
- スイスの税制改革で導入された税制措置は、組み合わせることができる。しかし、スイスの税法では軽減の上限が規定されており、これに基づく軽減効果は最大70%に制限される（特定の州では、これより低い軽減額が規定されている）。したがって、（いかなる軽減措置も考慮する前の）課税所得の少なくとも30%は通常の課税対象のままである。さらに、適用される税制優遇措置による税務上の繰越欠損金は生じない。

1. 研究開発特別控除



研究開発特別控除



- 迅速な効果をもたらす
- バイイン(buy-in)費用が不要
- 全産業に適用可能
- 特許を有する必要なし



革新的な研究開発機能がスイスにある場合、即時の税制優遇措置が受けられます。



イノベーション

- スイスイノベーション法 (FIFG) 第2条による広義の定義 (科学研究)
- (i) 基礎研究 (ii) 応用研究 (iii) 科学に基づくイノベーション



原価

- 自社研究開発費 (人件費に限る ; 給与+社会保障費)
- その他の研究開発関連費用については、人件費と合算して研究開発費総額を超えない範囲で、最大35%の引き上げを実施
- 国内委託研究開発費の80%



メカニズム

- 50%の特別控除
- 契約当事者が研究開発控除の対象である場合、請負業者は利益を得られません。



最大軽減

- パテントボックス、研究開発に対する特別控除、ステップアップ、およびNIDは、損失の相殺前の税引前利益の70%を超えてはいけません (=最大軽減制限)。

研究開発優遇措置 具体例



	<p>研究開発員に対する 開発費</p> <p>1'000</p> <p>35%の上乗せ</p> <p>x 135% = 1,350</p>	<p>法定当期利益</p> <p>5,000</p>
	<p>スイス第三者契約研究 開発費</p> <p>500</p> <p>x 80% = 400</p>	
<p>総関連原価基準</p> <p>1,750 x 50% =</p>		<p>(875)</p>
		<p>課税利益</p> <p>4,125</p>

研究開発控除

2. パテントボックス



知的財産の認定と製品の選択



適格知的財産の定義

- 特許: (i) 欧州特許条約; (ii) スイス特許法; (iii) 欧州特許条約とスイス特許法に相当する外国特許
- 同等の権利: (i) 保護証明書 スイス特許法 (ii) トポグラフィ スイス地形測量法 (iii) 植物保護 スイス品種保護法; (iv) 保護された文書 スイスHMG (v) 保護されたレポート スイス農業法 (vi) (i)~(v)に相当する外国の権利
- 適用外: 著作権保護されたソフトウェア、中小企業のための特許で保護されない発明
- ライセンス/費用負担

外部データリーダー



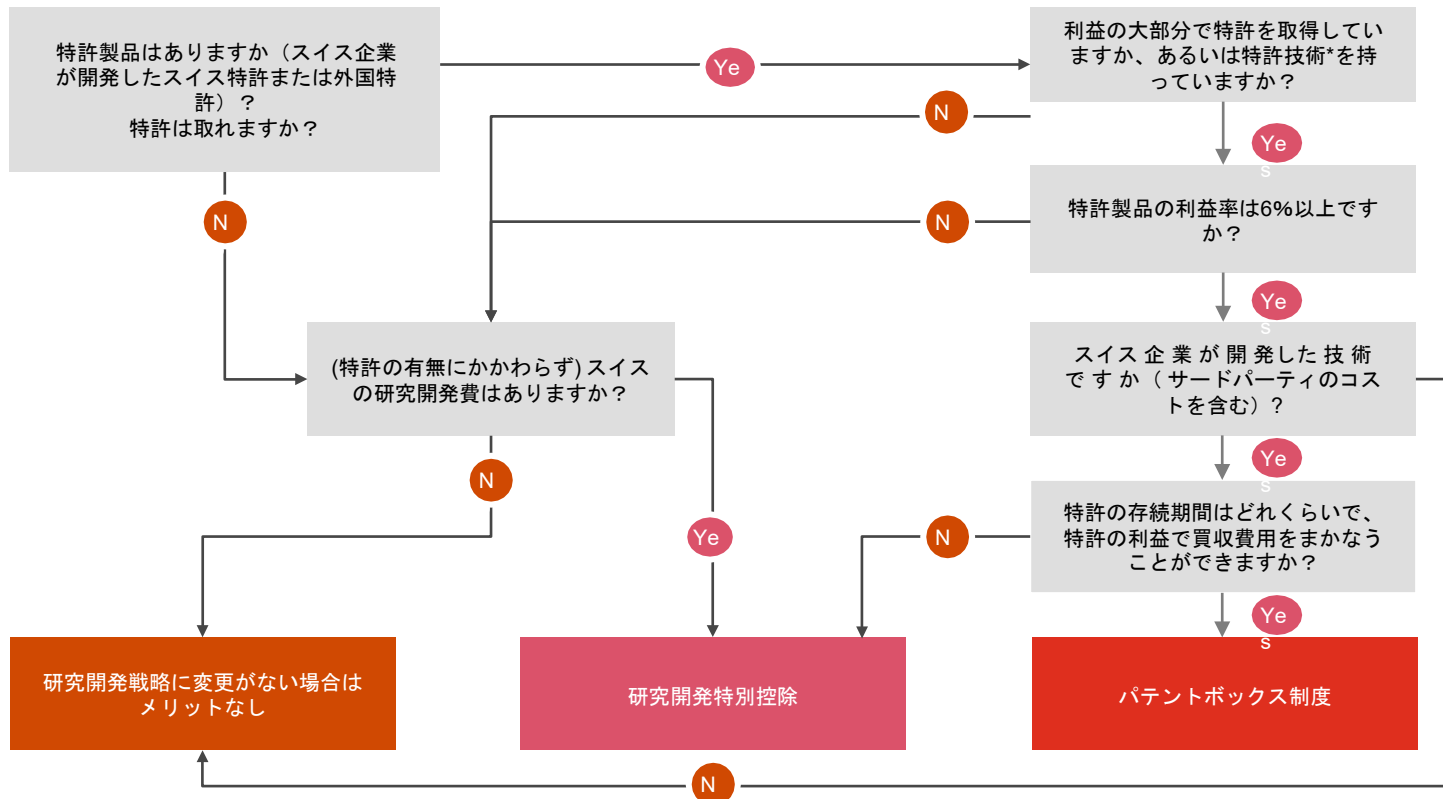
実務上

特許	製品		
	A	B	C
1	<input type="checkbox"/>		
2		<input type="checkbox"/>	
3	<input type="checkbox"/>		
4	<input type="checkbox"/>		
5	<input type="checkbox"/>		
[...]			
売上高 (単位: スイスフラン)			

パテントボックスの販売資格

非適格=通常課税

重要な質問を含むデシジョンツリー



1) 特許または特許可能な
収入*の割合

1) 特許収入の収益
性

1) ネクサス比率 (自社・
他社研究開発費と海外
委託研究開発費の比率
／知財取得費)

1) 既存特許のペナ
ントボックス利益 (耐用
年数を考慮) とペナ
ントボックスのバイ
インとの比較

* スイスの特許を取得
するには、まずスイス
の特許登録が必要です。

パテントボックス メカニズム



1 適格利益

適格利益

- 総利益
- ./ 財務結果
- ./ 非適格資産およびサービスからの結果
- ./ 通常業務
- ./ 商標



2 ネクサス比率

ネクサス比率

知的財産を開発するための対象支出（プラス最大30%の引き上げ）

知的財産開発費



3 基準控除

基準控除

- 90%以下
- カントン州は基礎控除をさらに削減することができます。
- 総合制限70%（またはそれ以下）が適用されます。



4 パテントボックス の利益

パテントボックス利益

課税されない利益の一部



パテントボックスの主な原動力



ご清聴ありがとうございました

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。



© 2024 PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft.
All rights reserved. "PwC" in this document means PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL). Each of the member firms of PwCIL is a separate legal entity.

